

高岡市芸術文化団体協議会会則

昭和46年4月16日施行

昭和60年2月13日改正

平成2年6月21日改正

平成11年5月31日改正

平成19年3月22日改正

平成24年4月26日改正

(名称)

第1条 この会は、高岡市芸術文化団体協議会と称する。

(目的)

第2条 この会は、地域における芸術文化の振興育成、普及及び向上並びに関係団体・機関との連携を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 この会は、芸術文化関係団体並びにこの会の目的に熱意ある者をもって組織し、入会の方法は別に定める。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高岡市芸術祭その他の芸術文化の振興育成、普及及び向上に関する事業
- (2) 関係団体、機関等の連絡調整に関する事。
- (3) その他必要な事業に関する事。

(役員及び任務)

第5条 この会に次の役員を置き、その任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名 この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事 25名以内 事業の企画及び運営にあたる。
- (4) 監事 2名 予算の執行状況及び決算の監査にあたる。
- (5) 幹事 若干名 庶務に従事する。

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、理事及び監事は理事会で推薦し、総会において選出する。

2 幹事は、会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会長)

第8条 この会は、会長の推薦により名誉会長を置くことができる。

(顧問、参与)

第9条 この会に、総会の推薦により顧問、参与を置くことができる。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集し、その議長を務める。

(総会)

第11条 総会は年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 会則の変更に関する事。
- (2) 役員の変更に関する事。
- (3) 予算及び事業計画に関する事。
- (4) 決算及び事業報告に関する事。
- (5) 会員の入脱会の承認に関する事。
- (6) その他必要な事項

2 総会の出席範囲は、役員及び個人会員並びに団体会員とする。

3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(理事会)

第12条 理事会は、会務に関して必要な事項を審議する。

2 理事会は、役員をもって組織する。

3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(経費)

第13条 この会の経費は次のものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 助成金

2 会費に関して必要な事項は別に定める。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第15条 この会の事務局は、公益財団法人高岡市民文化振興事業団事務局内に置く。

(細則)

第16条 この会の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の意見を聴いて別に定める。